

建設工事受注者様

## 工事請負契約締結における建設リサイクル法の手続きについて

1. 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」（**様式1～3のいずれか**）及び「分別解体等の計画等」（**別表1～3のいずれか**）については、落札日の翌日までに発注担当課へ提出し、内容の確認及び訂正を完了してください。翌日提出が不可能な場合は、発注担当課と協議し日程を定めてください。
2. 確認後の「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、製本要領に従い契約書に綴ってください。
3. 確認後の「分別解体等の計画等」は、施工計画書と一緒に発注担当課へ提出してください。
4. 「再資源化等報告書」（**様式5**）については、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した時点で、発注担当課へ提出してください。なお、「再資源化等報告書」に記入した内容が「法第13条及び省令第4条に基づく書面」に記入した内容と異なる場合には、変更契約の締結が必要となりますので、発注担当課と相談してください。

三郷市財務部契約課

## 建設リサイクル法適用に係る注意事項

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)適用対象建設工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が下表の規模以上のものが対象となります。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80m <sup>2</sup>
建築物の新築・増築	床面積の合計 500m <sup>2</sup>
建築物の修繕・模様替え(リフォーム等)	請負代金の額 1億円
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500万円

2. 落札者は、契約前に特定建設資材の分別解体等の方法について記載した資料「分別解体等の計画等」(別表1～3のいずれか)を作成し、発注者に説明して下さい。

なお、この様式は施工前に「施工計画書」の添付書類として提出して下さい。

※提出後に別表1～3の内容について変更が生じた場合は、「別表1～3変更用」を提出して下さい。

3. 落札者は、「建設リサイクル法」第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」(平成14年3月5日国土交通省令第17号)第4条に基づき、以下の項目を記載した「法第13条及び省令第4条に基づく書面」(様式1～3のいずれか)を作成し、発注者に提出して下さい。

なお、提出されたこの書面は工事請負契約書に綴って下さい。

- ・分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

4. 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、「建設リサイクル法」第18条第1項に基づき、以下の事項等を「再資源化等報告書」(様式5)に記載し、発注者に報告して下さい。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、受注者は同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存して下さい。

なお、「資源の有効な利用の促進に関する法律」等に基づき再生資源利用(促進)実施書を作成している場合は、参考資料としてその写しを「再資源化等報告書」に添付して下さい。

5. 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図って下さい。